（旧職域加算障害給付の決定の請求）

**第十四条**　旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。以下同じ。）について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号

［二～九　略］

［２・３　略］

（旧職域加算遺族給付の決定の請求）

**第十八条**　旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。以下同じ。）について決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係

［二～八　略］

［２・３　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（旧職域加算障害給付の決定の請求）

**第十四条**　［同上］

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

［二～九　同上］

［２・３　同上］

（旧職域加算遺族給付の決定の請求）

**第十八条**　［同上］

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号並びに請求者と組合員又は組合員であつた者との身分関係

［二～八　同上］

［２・３　同上］

**附　則**

（施行期日）

1　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## ○内閣府令・国土交通省令第五号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第十八号）の施行に伴い、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第十四条第五項、第二十七条の三第四項、第二十七条の七第六項、第二十七条の十五第四項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）及び第三十条第五項の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画、貨客運送効率化実施計画、地域公共交通利便増進実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年九月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画、貨客運送効率化実施計画、地域公共交通利便増進実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画、貨客運送効率化実施計画、地域公共交通利便増進実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（平成十九年内閣府令・国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （都道府県公安委員会への書面の送付）<br>**第一条**　国土交通大臣（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「法」という。）第四十条の規定により権限が地方支分部局の長に委任された場合にあっては、当該委任を受けた者。以下同じ。）は、法第十四条第一項に規定する道路運送高度化実施計画の認定の申請、法第二十七条の三第一項に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画の認定の申請、法第二十七条の七第一項に規定する貨客運送効率化実施計画の認定の申請、法第二十七条の十五第一項（法第二十九条の九において準用する場合を含む。）に規定する地域公共交通利便増進実施計画の認定の申請又は法第三十条第一項に規定する新地域旅客運送事業計画の認定の申請（以下「認定申請」と総称する。）があった場合には、法第十四条第五項ただし書、第二十七条の三第四項ただし書、第二十七条の七第六項ただし書、第二十七条の十五 | （都道府県公安委員会への書面の送付）<br>**第一条**　国土交通大臣（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「法」という。）第四十条の規定により権限が地方支分部局の長に委任された場合にあっては、当該委任を受けた者。以下同じ。）は、法第十四条第一項に規定する道路運送高度化実施計画の認定の申請、法第二十七条の三第一項に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画の認定の申請、法第二十七条の九第一項に規定する貨客運送効率化実施計画の認定の申請、法第二十七条の十七第一項に規定する地域公共交通利便増進実施計画の認定の申請又は法第三十条第一項に規定する新地域旅客運送事業計画の認定の申請（以下「認定申請」と総称する。）があった場合には、法第十四条第五項ただし書、第二十七条の三第四項ただし書、第二十七条の十七第四項ただし書又は第三十条第五項ただし書 |